

奈良県フォレスターアカデミー条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十六号

奈良県フォレスターアカデミー条例

(設置)

第一条 森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつ、それを実践することができる技術及び技能を備えた人材を養成し、もって森林と人との恒久的な共生に寄与するため、奈良県フォレスターアカデミー（以下「アカデミー」という。）を吉野郡吉野町に設置する。

(学科及び修業期間)

第二条 アカデミーの学科は、フォレスター学科及び森林作業員学科とし、修業期間は、フォレスター学科にあつては原則として二年、森林作業員学科にあつては原則として一年とする。

(入学資格)

第三条 アカデミーに入学することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めたとする。

(入学承認)

第四条 アカデミーに入学しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(入学査料)

第五条 アカデミーの入学を志願する者は、入学査料として二千二百円を県に納付しなければならない。

2 入学査料は、入学願書に添えて納付しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、入学査料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の入学査料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(入学科)

第六条 第四条の規定によりアカデミーに入学を承認された者は、入学科として五千六

百五十円を県に納付しなければならない。

2 入学料は、入学の日から十五日以内に納付しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、入学料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の入学料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(授業料)

第七条 アカデミーに入学した者は、授業料を納めなければならない。

2 授業料の額は、年額十一万八千八百円とする。

3 授業料は前期及び後期に分ち、前項に規定する額の半額ずつを知事の指定する日に納めなければならない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、授業料を分割して納めさせることができる。

4 知事は、必要があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の授業料は、還付しない。ただし、知事が必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第八条 アカデミーにおいて、次項各号に掲げる証明を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

一 卒業証明(卒業見込証明を含む。) 一件につき 五百円

二 成績証明 一件につき 五百円

三 在学証明(在学した期間の証明を含む。) 一件につき 五百円

四 進学に関する証明(調書を含む。) 一件につき 五百円

3 手数料は、証明を受けようとする際、納めなければならない。

4 前三項の規定は、在学中の者については、適用しない。

(資格の授与)

第九条 知事は、卒業することができる学生に対して、フォレスト学科にあつては奈良県森林環境管理士の資格を、森林作業員学科にあつては奈良県森林環境管理作業士の資格を授与する。

(その他)

第十条 この条例に定めるもののほか、アカデミーの管理運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第四条の入学の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第三条から第五条までの規定の例により行うことができる。